

長崎短期大学 ガバナンス・コード 遵守状況及び取組の実施状況表

基準日：令和6(2024)年3月31日

項 目		実施状況及び適合状況	
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重			
1-1	建学の精神	(1) 建学の精神・理念	ホームページに掲載すると共に、学校案内・学生便覧等で受験生・在学生に周知しています。また、「大学教育入門（1年必修）」の講義で理解を深めています。また、正面玄関に建学の精神を彫刻した扁額を設置し様々なステークホルダーの目に触れるよう工夫しています。
		(2) 建学の精神・理念に基づく人材像	養成する人材像（教育目標）は、ホームページに掲載すると共に、学校案内・学生便覧等で受験生・在学生へ周知しています。
1-2	教育と研究の目的（私立大学の使命）	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	建学の精神に基づき、学則第1条で教育目的を規定しています。学則は、ホームページおよび学生便覧に掲載し周知を図っています。
		(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組について	認証評価を踏まえ作成した5か年の中期計画（令和3年から令和7年）を学校法人のホームページに掲載しています。また、単年度毎に進捗状況の確認・点検を行っています。
		(3) 私立大学の社会的責任等	教育の質向上と経営の透明性を確保することでガバナンス機能の強化を図ります。建学の精神、中長期目標等のミッションを基盤として、効率性や公共性を確保した学校法人経営を進めることで私立大学の社会的責任を果たします。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）			
2-1	理事会	(1) 理事会の役割	理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督しており、かつ適正な管理運営に努めています。
2-2	理事	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	各理事の主な職務について、総務・財務・教学・組織運営体制へのチェック機能担当を定めて、責務（役割・職務・監督責任）を明確化しています。教職員である理事は教学・管理運営面の両方において、適切な業務執行を行っています。 外部理事からも本学の発展のために必要かつ有益な知見を得て、多面的な経営判断ができるような体制を整え、学校法人の経営力・マネジメントの強化に努めています。また、理事会等の機会を利用して、私学の現状、経営や私立学校法改正についての動向などを共有しています。
		(2) 学内理事の役割	
		(3) 外部理事の役割	
		(4) 理事への研修機会の提供と充実	
2-3	監事	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	監事は学校法人九州文化学園寄附行為の内容を理解し、監査規則、監事監査基準を基に適切に職務を遂行しています。 監事の選任については、教学を含む業務監査及び会計監査の充実を図るため、3名の監事を置いています。内部監査室と連携し、また監事会内規に基づき監事会を開催し、監事機能の強化を図っています。また、法人の業務及び法人の財産の状況の監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告することとしています。このような事例はありません。毎週水曜日に2名の監事が出勤し監事業務に従事し、十分な機能は果たし、引き続き常勤監事の設置に努めることとしています。
		(2) 監事の選任	
		(3) 監事監査基準	
		(4) 監事業務を支援するための体制整備	
		(5) 常勤監事の設置	
2-4	評議員会	(1) 諮問機関としての役割	学校法人九州文化学園寄附行為において、諮問事項を定めており、諮問機関としての役割を果たしています。また、評議員から意見を引き出す議事運営として、例えば中期計画策定時には、事前に評議員である卒業生やOB等に意見聴取や説明をするなどし、評議員会が諮問機関としての役割を果たせるような体制を整えています。監事選任においては、理事長は当該監事の経歴や経験業務等の情報を得て、資質や専門性、また監事の独立性を確保し、かつ利益相反を防止することができる者か等を検討した上で、評議員会の同意を得るための審議を行い、適正な選任をしています。また、評議員会等の機会を利用して、私学の現状、経営や私立学校法改正についての動向などを共有しています。
		(2) 議事運営の改善	
		(3) 業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行について	
		(4) 監事の選任について	
2-5	評議員	(1) 評議員の選任	学校法人九州文化学園寄附行為に従い、18人の評議員（定数13～19）で組織しています。学校職員7名、卒業生6名、学識経験者5名とバランスのとれた構成とし、適切に選任しています。また、新任評議員に対しては、評議員の役割等について、寄附行為やガバナンス・コードに基づき、理解を深める目的で研修を行っています。
		(2) 評議員への研修機会の提供と充実	

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）				
3-1	学長	(1)	学長の責務（役割・職務範囲）	学長は、理事長（法人本部長含む）の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、短期大学を代表します。
		(2)	学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどります。教学部長・学科長・コース長は、学長を助け、学務を整理し、必要に応じ学生の教育をつかさどり、学長に事故があるときは、理事長の承認の上、その職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行います。
3-2	教授会	(1)	教授会の役割（学長と教授会の関係）	大学の教育研究の重要な事項を審議します。また、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べます。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）				
4-1	学生に対して	(1)	3つの方針（ポリシー）について	学位プログラムごとの3つの方針（ポリシー）は、ホームページ、学生便覧、学校案内に掲載し周知しています。
4-2	教職員等に対して	(1)	教職協働	第3次中期計画（R3～R7）において、5か年の部門経営目標として、教職協働による学生支援の充実を挙げ、体制を確保しています。
		(2)	ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	大学改革・IR委員会でFD・SDの取り組みを推進しています。また、事業計画に基づき、学外研修等への積極的な参加を促しています。
4-3	社会に対して	(1)	認証評価及び自己点検・評価	これまで3回（平成17年、平成24年、令和元年）の認証評価を受審し、すべて「適格」と認定されています。毎年度作成する自己点検・評価報告書に「今回の自己点検・評価の課題についての改善計画」を基準ごとに記載し、実行しています。
		(2)	社会貢献・地域連携	市民公開講座の実施や研修会等への講師派遣、地域の課題解決型授業の実施など、教育・研究活動の成果を還元しています。
4-4	危機管理及び法令遵守	(1)	危機管理のための体制整備	学校法人九州文化学園危機管理規則およびそれに基づく危機管理マニュアルを整備し、災害防止、不祥事防止対策に取り組んでいます。学内にハラスメント対策委員会を設け、長崎短期大学ハラスメントの防止及び対応に関する規程を制定し、ハラスメント防止対策に取り組んでいます。
		(2)	法令遵守のための体制整備	九州文化学園行動規範、同就業規則、同個人情報保護に関する規則、同特定個人情報取扱規則、公益通報者の保護に関する規則等により組織的に取り組んでいます。
第5章 透明性の確保（情報公開）				
5-1	情報公開の充実	(1)	法令上の情報公表	ホームページで情報発信しています。
		(2)	自主的な情報公開	
		(3)	情報公開の工夫等	学校法人九州文化学園情報公開規則により公開する情報を規定しています。